



BCJ-審査証明-317

建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：施工時環境配慮型常温改質アスファルト複合防水工法
「クリンアス NEO スプレー工法」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

（開発の趣旨）

在来のアスファルト防水熱工法は、防水工用アスファルトを用いてルーフィング類を3～4枚積層して防水層を形成する工法である。このアスファルト防水熱工法には、水密性の信頼性が高い反面、次のような問題点がある。

- (1) 施工時における火災・火傷等の安全・衛生上の問題。
- (2) 防水工用アスファルトを作業現場で溶融するため、溶融アスファルトから発生する煙・臭いによる環境上の問題。
- (3) ルーフィング類を3～4枚積層して防水層を形成するため、使用材料及び作業工程が多い事による作業負担の問題。これらの問題を解決すべく、次のような目的で本工法を開発した。
 - ・在来のアスファルト防水熱工法と同等の防水性能を有しながら、常温で施工可能であり、火気の使用がないためにアスファルト特有の臭気と煙の発生がなく、施工時における作業者の安全及び作業環境に配慮できること。
 - ・改質アスファルトルーフィング及び湿気硬化型1液常温改質アスファルト系塗膜防水材料を使用し、作業工程数、押え金物設置などの作業負担の軽減及び軽量化を図ること。
 - ・湿気硬化型1液常温改質アスファルト系塗膜防水材料の塗布を塗装機による吹付けにすることで、塗布作業及びルーフィング転写作業の負担削減を図ること。

（開発の目標）

- (1) 在来のアスファルト防水熱工法と同等の防水性能を有していること。
- (2) 在来のアスファルト防水熱工法と比較して、作業工程数、押え金物設置などの作業負担を軽減すること。
- (3) 火気を使用しないことにより、施工時における燃料消費がなく、二酸化炭素排出も塗装機の電力消費分の極僅かな量であり、常温アスファルトを採用することでアスファルト特有の臭気と煙の発生がなく、作業範囲や近隣の環境改善が図れること。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款に基づき、依頼のあった施工時環境配慮型常温改質アスファルト複合防水工法「クリンアス NEO スプレー工法」の技術内容について下記のとおり証明する。

2026年8月17日



建設技術審査証明協議会会員

一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

理事長 橋本 公博

記

1. 審査証明結果

本技術について、上記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 在来のアスファルト防水熱工法と同等の防水性能を有しているものと判断される。
- (2) 在来のアスファルト防水熱工法と比較して、作業工程数、押え金物設置などの作業負担が軽減されるものと判断される。
- (3) 火気を使用しないことにより、施工時における燃料消費がなく、二酸化炭素排出も塗装機の電力消費分の極僅かな量であり、常温アスファルトを採用することでアスファルト特有の臭気と煙の発生がなく、作業範囲や近隣の環境改善が図れるものと判断される。

2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実と反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

5. 審査証明の有効期限 2031年8月16日

6. 審査証明の依頼者

日新工業株式会社 住所 東京都足立区千住東二丁目23番4号